

マンガでわかる

新たに事業を開始した方向け

# インボイス制度 の留意点

## 第1話 脱サラ…それは新たなる船出

インボイス制度…  
それは  
複数税率に対応した  
仕入税額控除の方式  
である

ここでは  
新たに事業を開始した  
方がインボイス制度に  
対応するに当たって  
どのような  
ことに気を  
付けたら  
いいのか…  
実際に事業者の方から  
寄せられたご質問を  
基に解説していきたい

ある晴れた日…

脱サラ予定の  
O野さん

私も来月  
から心機一転！  
フリーランスとして  
頑張るぞ！

フリーランス  
といえば個人事業者  
になるのよね

そうすると  
インボイス制度が  
関係してくるって

聞いた  
ことが  
あるよう  
な…

そのとおり！

インボイスに  
詳しい  
E藤さん

インボイス制度では  
取引の相手方が仕入  
税額控除を行うため  
インボイス  
の保存が  
必要です  
さらに…  
インボイスを交付で  
きるのはインボイス  
発行事業者に限られ  
るのです

100

売上げに係る消費税額

仕入れに係る消費税額

納税額

80

20

100 - 80 = 20

このマイナスをするのが仕入税額控除

仕入税額控除とは消費税の納税額を計算するに当たって、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額をマイナスすることを行います

仕入税額控除：インボイス発行事業者：？



また、仕入税額控除を行うには、原則として帳簿及び売手から交付を受けたインボイスの保存が必要です



そのため、取引の相手方は仕入税額控除が可能となります

もちろん、インボイスを交付することができるようになります



インボイス発行事業者になると何がかわるの？



そして売手がインボイスを交付するにはインボイス発行事業者としての登録が必要なのです



登録の詳細は国税庁ホームページの「申請手続」をご参照ください ※登録は事業者の任意です



ちょこっと解説

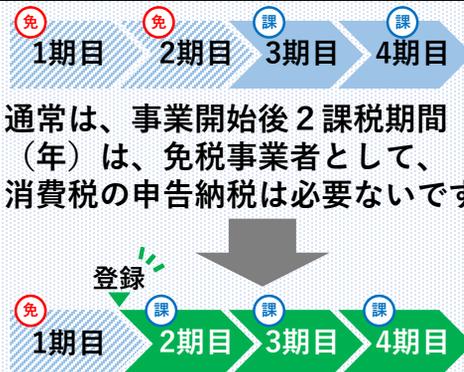
課税期間とは...

個人事業者：年 法人：事業年度

免税事業者とは...

2課税期間前の課税売上高が1,000万円以下であれば納税義務が免除されます

この免除される者を免税事業者といいます

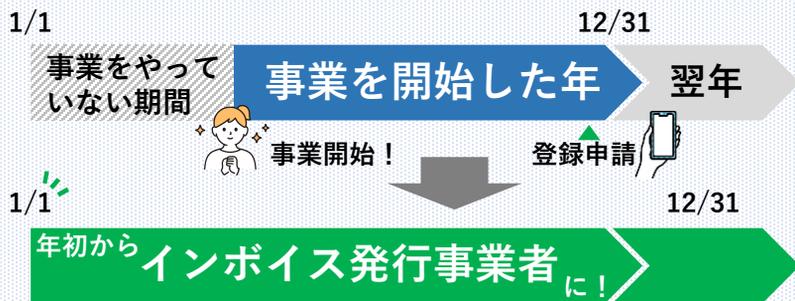


インボイス発行事業者の登録を受けると、課税事業者として申告納税が必要なのです

ただし、課税事業者として消費税の申告納税が必要となります



事業を開始した課税期間（年）においては、その課税期間（年）中に登録申請書を提出することで、年の初めから登録を受けることができる特例があります



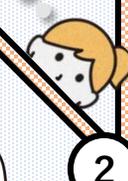
新たに事業を開始した事業者の方は、登録方法がいくつかあるのです



登録はどうやって受けるのでしょうか？



取引先は事業者だし登録は受けた方がいいかな...





インボイス発行事業者の登録申請は「事業者」が行うものなので、法人の設立登記前など、**開業前に申請を行うことはできません**



そのため、先ほどご説明した、新規開業した方は課税期間の初日に遡って登録を受けられる特例があるのです

最後に…  
脱サラする前でも登録を受けられるのでしょうか？  
また、登録を受けたものの実際は脱サラしなかった場合はどうなるのでしょうか？



なので、登録を受けたのに開業していないという事態は想定されません…が、もし間違っって登録を受けたのであれば、登録を取り消すことも可能です

※ 課税売上げがなければ消費税の申告も不要です

登録を決めた  
ら早めに登録  
申請します

了解です！



ただし、登録の取消しは、課税期間単位となります  
取り消したい課税期間の初日から起算して15日前までに取消届出書の提出が必要です



インボイス  
発行事業者

登録取消届出

個人事業者の場合12月17日※まで

※ 土日であっても翌月曜日には延びません



可能です！

登録、取り消そうかな…

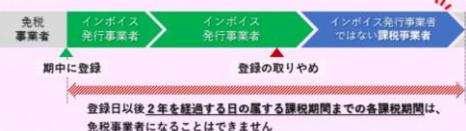
うーん…  
登録は受けてみたけれどインボイスを求められることなんて全然ないし…

無事に脱サラしてぬいぐるみ作家となったO野さん何か悩みがあるようで…



**注意2** 免税事業者が登録を受ける場合、原則、登録を受けた日から2年間、免税事業者となることはできません（消費税の申告が必要です）

この点、インボイス発行事業者としての登録を取りやめたとしても同様です  
ので、ご注意ください



たしかに…  
登録申請のページに書いてあったわね

じゃあ第3期から取り消すこととしてもいいかな



なお、免税事業者の方がインボイス発行事業者として登録を受けた場合、2年間は課税事業者となる※のです

※ 令和5年10月1日の属する課税期間に登録を受けた場合は除きます

O野さんの場合にも、登録を取り消したとしても引き続き課税事業者となるので注意してくださいね



## まとめ

新たに事業を開始した事業者の方に向けてご留意いただきたい事項をまとめるとこんな感じになります



個人事業者の方が**登録を受ける方法は2種類**

- ① 課税期間の初日に遡って登録を受ける
- ② 登録希望日（提出日から15日以降の日）から登録を受ける

**遡及して登録を受けた場合のインボイスの交付の仕方**

事後的に登録番号をお知らせするなど柔軟な対応が可能です

登録の必要性が低ければ、**登録をやめる**ことも

免税事業者が登録を受けた場合、原則2年間は消費税の申告納税が必要となります

ありがとう  
E藤さん

